

令和6年度

第16期第42回海区漁業調整委員会
議事録

令和6年10月22日
三重海区漁業調整委員会

日時 令和6年10月22日(火)午前10時00分から11時11分まで

場所 三重県労働者福祉会館 第2会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 報告事項1 和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の開催について
- 3 その他
 - (1) 真珠関係漁場調査について
 - (2) 遊漁と漁業との調整について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫 永富洋一
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子
千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

なし

事務局

事務局長 小林智彦
主幹 藤原正嗣

行政

水産資源管理課

主幹兼係長 中西健五

傍聴者

なし

計 18 名

○小川会長

ただいまから第 42 回三重海区漁業調整委員会を開催します。本日は委員総数 15 名中、15 名全員出席ですので、委員会は成立しています。委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として掛橋委員と木村妙子委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

1 – 1 ページにあるとおり、令和 6 年 10 月 8 日付け農林水第 24-1031 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 6 管理年度のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹）

1 – 2 ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更になります。変更するのは第 1 のくろまぐろ小型魚、第 2 のくろまぐろ大型魚になります。

1 – 3 ページの新旧対照表をご覧ください。くろまぐろ小型魚の「その他漁業」について、10.6 トンから 13.5 トンに増枠したいと考えています。くろまぐろ大型魚の「定置漁業」については、13.4 トンから 17.5 トンに増枠したいと考えています。

1 – 4 ページをご覧ください。増枠の背景についてポイントにまとめています。今回の諮問は、9月末時点までのくろまぐろ小型魚の「その他漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応、くろまぐろ大型魚の「定置漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応を目的に知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

9月末時点での小型魚及び大型魚の漁獲量等については、1 – 5 ページをご覧ください。小型魚の「その他漁業」現在枠は 10.6 トンあります。漁獲実績は 9月末時点で 8.27 トン、消化率は 78.0% となっています。また、大型魚の「定置漁業」の現在枠は 13.4 トンあります。漁獲実績は 9月末時点で 11.3 トン、消化率は 84.3% となっています。

1 – 4 ページのポイント 2 をご覧ください。小型魚の「その他漁業」については消化率が 78% まで積み上がり、大型魚の「定置漁業」についても消化率が 84.3% まで積み上がっています。

ポイント 3 のとおり、小型魚の「その他漁業」の漁獲は、例年、12 月から 4 月にかけて

みられます。

1-6ページには、令和3年度、令和4年度、令和5年度の当該月の各漁獲量、令和3年度から令和5年度までの3ヶ年の平均漁獲量を記載しています。

1-4ページのポイント3にお戻りください。大型魚の「定置漁業」については、漁獲可能量の消化率が8割以上となっているため、くろまぐろの令和6管理年度における三重県の管理方針に基づき、漁獲量の管理処置を発動しています。具体的には漁獲量が8割以上に積み上がった場合には、一ヶ統一日150kgもしくは一ヶ統一日1尾までの管理措置となっています。

ポイント4をご覧ください。漁獲量の積み上がりに対応するため、小型魚については、「県留保枠」から「その他漁業」へ漁獲可能量を配分します。大型魚については、「県留保枠」から「定置漁業」へ漁獲可能量を配分します。

ポイント5をご覧ください。漁獲量の急な積み上がりに対応できるよう県が留保している7.6トンのうち、2.9トンを追加配分の原資として、小型魚の「その他漁業」へ2.9トン配分します。

ポイント6をご覧ください。大型魚については、「定置漁業」での漁獲量の管理措置の発動を避けるため、県が留保している7.8トンのうち、4.1トンを追加配分の原資として、大型魚の「定置漁業」へ4.1トンを配分します。

ポイント7をご覧ください。それぞれの配分案の数量、考え方等についてはくろまぐろに關係する漁協からの同意を得ています。

以上、くろまぐろの三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について諮問をします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見がないようですので、議案1については県原案どおりとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

異議がないようですので、議案1については、県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、報告事項1「令和6年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

資料2をご覧ください。

令和6年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会は、令和6年10月17日に熊野市文化交流センターで開催されました。

2-2ページの出席者名簿について、和歌山海区の杉本委員、三重海区の大倉委員は当日欠席となりました。

2-6ページ及び2-7ページに和歌山・三重さんま漁業協定書を示しています。昨年度の内容から変更はありませんでした。

2-10ページに三重県のさんま漁業の許可状況を示しています。昨年度の内容から変更はありませんでした。

2-11ページに三重県のさんま漁獲量の推移を示しています。令和元年度から1トン以下が継続しています。

2-13ページに和歌山県のさんま漁業の許可状況を示しています。昨年度と比較して、棒受網漁業が11件、流し網漁業が1件減少しています。

2-14ページの和歌山県のさんまの漁獲量の推移を示しています。三重県と同様で、近年ほとんど漁獲がありません。

2-15ページから2-17ページまで今年度のさんま漁海況予報を示しています。2-15ページは国立研究開発法人水産研究・教育機構の漁海況予報、2-16ページ及び2-17ページは漁業情報サービスセンターの短期漁況予報です。さんまの来遊量については、どちらの予報も昨年度と同様に低水準とのことです。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありますか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見はないようですので、次に進みます。

その他事項1「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の要望提案について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

3-1ページ及び3-2ページをご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議にかかる令和7年度の要望については、「太平洋くろまぐろの資源管理について」及び「沿岸さんま資源について」を提案します。なお、これまで要望を挙げていた「沿岸かつお資源について」は、近年、漁獲量が増加していること、特に今年度の漁獲量は過去10年間で最大の漁獲量となっていることから

要望を取り下げることにしました。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

意見がないようですので、次に進みます。

その他事項2 「真珠関係漁場調査について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

4-1ページをご覧ください。

真珠養殖用いかだ登録票貼付状況等調査の実施について、三重県真珠養殖適正化対策協議会から案内がありました。当委員会が発動する真珠養殖用いかだへの標識設置に関する委員会指示に関連する調査になりますので、都合がつくようでしたら参加をお願いします。11月15日（金）午前に五ヶ所湾、午後から阿曾浦地区、贊浦地区で調査を行うとのことです。ただし、調査に使用する船舶の関係から、委員の参加については例年どおり3名前後でお願いします。参加を希望される委員におかれましては、申し出てください。

事務局からは以上です。

○小川会長

協議した結果、掛橋委員、濱田委員、濱中委員及び私の4名が参加します。よろしくお願いします。

それでは、次に進みます。

その他事項3 「漁業者と遊漁の調整について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

三重県漁業調整規則（以下、「漁業調整規則」という。）において、集魚にかかる規制は、いか釣り漁業のみとなっています。漁業調整規則を変更して規制する場合には国の認可が必要となります。また、遊漁者に新たな規制を行うときは、遊漁者の了解が必要になります。そのためにはパブリックコメント等で県民の意見を募り、それに回答する必要があります。漁業調整規則の変更はほぼ不可能に近いと考えられるとのことです。

また、前回委員会で質問のありましたいか釣り漁業の集魚灯の光力が2kWで制限されている根拠について、水産資源管理課に確認したところ、かなり以前のことでの確認ではないが、当時のいか釣り漁船の光力を調査した結果が最大2kWであったこと、あるいは国が示した漁業調整規則の模範例に準じたのではないかとのことでした。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○永富委員

遊漁者は何 kW で灯をたいても構わないってことになる。遊漁者の灯の制限ができなかつたら無法地帯になる。その考え方はおかしいんと違う。遊漁者への説明が必要なら話しをすればいいけど、ある程度の事は決めないと。今の状態では何十万 kW の灯をたいても構わんってことや。こんなことができるのか。

○濱中委員。

絶対おかしいと思う。こんなことがまかりとおってはたまらん。

○小川会長

水産資源管理課は、そのような意見なので、海区委員会にきてその主旨を説明していただきたい。なぜ遊漁者への灯の制限をかけることが難しいのか。永富委員がおっしゃったような意見も漁業者にはある。

○事務局（小林事務局長）

委員会閉会後に勉強会のような形でも良いか。それであれば水産資源管理課に準備してもらうように調整したい。

○小川会長

まずは水産資源管理課から海区委員会閉会後に説明をしてもらう。その後、委員会の議案として挙げることができるようになってから話し合うことでよいでしょうか。

○永富委員

何も話し合いすることもないと思うが、県行政の話を聞いてからにしようか。

○小川会長

漁業者の感覚としては、遊漁者への光力規制を何もかけないのであれば、遊漁者は何をしても構わないと捉えてしまう。このまま放置するのであれば、海区委員会として意見を述べることが当然必要になる。海区委員会の存在意義を鑑みると、やっぱりそういう遊漁者への光力制限を設けるべきである。その観点からすると議案として挙げた方が良いと思います。

○濱田委員

その話は和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の時にも出ましたよね。

○小川会長

連合海区の際に、三重県では遊漁者が使う集魚灯の問題があるが、和歌山ではそういう問題は無いかと尋ねました。和歌山県では、漁業者や漁協の言う意見が遊漁者より強いので、漁業に影響が出そうな行動をする遊漁者は制止されるので際立って問題にはなってない。しかし先々のことを考えると三重県の遊漁者から集魚灯を使う手法が伝わり、いずれ和歌山県でも同じような問題が生じることになるだろうと言っていました。三重県の委員会が三重県の行政を巻き込んで、遊漁者の集魚灯の使用を規制するのであれば、和歌山海区も三重海区に同意するという旨の発言をいただきました。また、和歌山海区のある委員からは、この問題は全国的に動かないと到底無理であろうという発言がありました。三重県の今後の動き方が和歌山県や愛知県、さらには全国に影響していくことになると思います。

○永富委員

他県では漁業者の集魚灯の規制は全く無いのか。

○小川会長

先程の説明であれば、永富委員がおっしゃったようなことになると思いますね。

○永富委員

これまで三重県の漁業者だけが勝手に規制をしていたということか。

○小川会長

遊漁者への光力規制について海区委員会でどのような動きができるのかが全然わからぬい。県行政との話し合いにより検討する必要がある。

○濱田委員

委員会指示で遊漁者への光力規制をかけることができないのですか。

○小川会長

難しいと思う。現在、委員会指示を作るにはどのようなやり方があるのかを模索している段階です。漁業者がどれほど被害を受けているのかを把握するために、漁協等がアンケート調査を実施する必要があるかもしれない。遊漁者が使用している光の強さ等の把握ができていない中で、いきなり委員会指示を出すことはちょっと難しい。

○濱田委員

イセエビは月の明かりでさえ網に掛からなくなる。制限なく集魚灯をたくと月より明るくなるので、イセエビに影響がでないかを危惧している。三重県の委員会だけの問題ではない。私たちが把握できないようなところで、今まで想定していないような影響が出てくるだろう。

○小川会長

光力を出すといろんな問題が生じると思う。濱田委員がおっしゃったイセエビ、イワシ等の魚に対しても問題が生じる。その一方で、漁業者は自分たちには関係ないといった無関心なところが多々ある。それで委員会としては、この問題は漁業者にも関係することであると説明等をしながら、今後の方向性を考えていくことが必要です。

その第一歩として、県行政の考え方を聞きたい。漁業者は遊漁者を拒んでは駄目との水産庁の見解があるが、それで良いのでしょうか。遊漁者は何をしても構わないという現状をこのまま放置して良いのか、委員会として座ってただ見てはいるだけで良いのかと思う。

事務局長、今日の委員の意見を水産資源管理課に危機感を持って伝えてください。

○事務局（小林事務局長）

はい。

○永富委員

事務局に確認したいんやけど、委員会の権限がどこまであるのかがわからん。委員会は漁業者のためにあると私は思っている。県行政に海区委員会にはどういう役目があるのかを説明してほしい。我々が若い時やつたら海区委員会の委員といえば何事にも出てきて、権限あったような気がする。

○藤原会長職務代理者

この問題は、以前の海区委員会で掛橋委員から現状について話があり、各委員からいろいろな意見が出たがその内容の繰り返しだと思う。委員会の中だけでの話であって、県行政へ説明を求めて、おそらく県行政は動かんと思う。漁業者が困っていることを単協でも漁協の連名でも良いので県行政に対して嘆願書を提出し、併せて委員会で協議をしていくのが一番良いと思う。漁業者の問題を知事あてに要望書を出して、海区委員会ではその要望を協議して、強力にサポートして審議していくというような手法に切り替えていかないと、県行政は動かないと思います。

○濱田委員

水産庁は三重県内の各地区の漁業実態を把握した上で考えてはいないと思う。水産庁に相談したらそんな事できませんって言うかもしれない。けれども各漁業者や各地区にこんな影響が出ていると言った場合でも、水産庁の言う事が通るのか通らないかって話です。

○掛橋委員

前回委員会資料の平成14年12月の水産庁長官の通知ですが、漁業と遊漁に共通した規制の見直しを謳っている反面、また光力の規制導入に関しては遊漁に関する規制はされてない、されど漁業に対する規制の内容とのバランスを考慮の上っていうことを書いてある。委員会指示で遊漁者の集魚灯利用と光力を制限している都道府県は、山形、福井、長崎、宮崎の4県ある。それと先ほど永富委員がおっしゃられた委員会の権限や責務について、旧漁業法では、「漁業生産に関する基本的制度を定め、漁業者及び漁業従事者を主体とする

漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用する」ということを謳っていた。しかし、改正漁業法では、「漁業が国民に水産物を供給する使命を有し、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠」ということが謳ってある。だから漁業法も変わった。旧漁業法にあった「水面を総合的に利用して漁業生産力を発展させる」「漁業の民主化を図る」という文言も削除された。委員会の権限や責務であったものが大きく変わった。大きな変化です。私はそういうふうに理解しています。

○小川会長

学識委員の方からご意見いかがでしょうか。

○古丸委員

先程、県行政から漁業調整規則の変更は不可能に近いとのコメントでしたけれども、何故なのかを知りたい。どうしてできないのか。憲法だって変えようと思ったら変えられる、というのが私の考え。何故そんなに渋るのか。もう一つは、先ほど掛橋委員もおっしゃっていたように、だいぶ情勢が変わってきている。もっと言えば海区委員会の位置付けも変わってきていている。事務局に調べてほしいのが海区委員会の権限がどこまであるのかということ。私は光力規制の問題は海区委員会の権限の中に入っていると思います。それと大事なポイントとしては先ほどパブリックコメントをしないといけないとありましたので、どれだけ漁業者が損をするのか、損をしていたのか。水産資源にどれだけ悪影響があるのか。そういう具体的な何かがないと説得力が弱いような気がします。例えば、遊漁者はどれくらいの光を使っているのか、それによってどれだけ漁業が被害を被っているのか。具体的な数字が出てくるのが一番良いのですけどね。多分そういうものの積み重ねが大事なのではないかと思います。

水産庁も遊漁が一つのアクティビティとして、少しずつ広がっていくだろうと思っているようなので、余程しっかりとした根拠をもっていかないと、どこかで潰されるという可能性があると思います。

○小川会長

古丸委員がおっしゃったように、漁業調整規則の変更はほぼ不可能であると断言する根拠はなにかを県行政から説明願いたい。まずはそこからですね。それによって漁協はどのように動けば良いのか。実際にどれほどの漁業者が困っているのか、あるいは魚類の生態にどのような変化があるのかということを、学識委員や専門家の知恵を借りながら進めたい。漁業調整規則の変更はほぼ不可能であるのは何故か、これはどうしても説明していただかないと、海区委員会の存在意義そのものが問われるということになりますので、県行政に次の海区委員会にはぜひ来て説明いただきたい。

○矢田委員

伊勢湾地区でもカニを獲るのに遊漁船が光を灯している。漁業者は、伊勢湾では夜に灯りを使っては駄目だと分かっているが、遊漁者は灯を使ってカニをすくっていく。このことを水産資源管理課に問い合わせたら、海区委員会で諮ってくれと言われたようです。海

上保安部に言ったら、県で規制が決まれば取り締まることができるが、県で規制が決まってないなら海上保安部では何にもできないとのこと。海区委員会で規制を決めて、何とかしてもらわないと漁業者は困る。海区委員会で決めるることはできないのですか。海上保安部からは海区委員会で決めてくださいって言われているのに、それができないって言うなら海区委員会の存在意義が分からぬ。

○掛橋委員

矢田委員の話やと、県行政は安易な発言で済ましている。そういうことは慎重に言ってもらわないと。海区漁業調整委員会で諮れと仮に一職員が言ったにしても軽率な発言だと思う。各委員がおっしゃられたように、なんらかの形で規制しないと、漁業者はきっちと規制を守っているのに、遊漁者には何ら規制が無い。こんな無法で勝手放題なことはないです。何らかの規制をしないといけない。それが漁業調整じゃないですか。遊漁者と漁業のすみ分けのために必要だと思います。

○小川会長

次の委員会に県行政に来てもらい、県と海区委員会、県と漁業者との認識にどれほど差異があるのかといったところの確認から始めが必要かなと思います。

その時に海区委員会の役割とは何かを説明していただきたい。遊漁者への規制もかけることができず、ただ県行政がもってくる諮問に対して「異議なし」というだけで良いのかということになる。県から海区委員会の存在意義を話していただくことが必要であると思います。よろしいでしょうか。

○事務局（小林事務局長）

委員会終了後の勉強会というような形で行いたいと思いますが、良いでしょうか。

○淺井委員

そんなに話を大きくしなくてもよいのでは。漁業者の代表と遊漁者の代表で話し合いをしたらどうですか。その中に海区委員会委員も入って。例えば、三重外湾漁協なら、志摩地区、紀伊長島地区、尾鷲地区で。いきなり海区委員会や県行政に話をもっていかんと、漁業者代表、遊漁者代表、わたしらも入って、そこで話し合って、折り合う、線を引くようなことがあつたらそれで良いと思う。遊漁者も遊漁船も多くなって、漁業者が泣くに泣けんような時代が来てる。遊漁者や遊漁船でも話が分かる人もおると思いますよ。だからそういう人らと話して、海区漁業調整委員会委員もそのなかに入って話し合いをしたらどうですか。私はそのように思います。

○小川会長

今後の展開でそのようになるかもしれません。

○千田委員

古丸委員が言ったように、まずは実態把握が重要だと思っています。県行政に現状どう

なっているのかを調査してもらうのが良いと思う。調査結果を受けて、こう指示すべきみたいなのができるないものかと思う。漁業者はワット数とか光の規制を守って操業しているのに、遊漁者はそれを守らなくても良いとなると、どれだけ明るくしても良いという話になる。それでは漁業に影響が出てくる。どういう影響が出ているかということも調査すればだいたい分かってくると思う。そのあたりを整理した上で、話し合いをどうもっていくかというが必要かなと思います。なので委員会で勉強会をするのも良いのですが、勉強会のネタになるような、実態がどうなっているかとかそういうのも把握する必要があつて、それを委員会としてできないかっていうことです。

○小川会長

他にご意見があれば。なければ海区委員会は閉じます。

それでは、まずは県行政から現状や今後の展開についての考え方を聞く。それによって海区委員会の動きが変わってくるのかなと思います。漁業者と遊漁者、当事者同士が話し合うのが良いのではないかということになるかもしれません。あるいは海区委員会が委員会指示を出すべきであるというような意見になるかもしれません。県行政としては現状把握がまずできていないと思うので、次の海区委員会を開めたあとに県行政から説明をいただきたいということで、事務局長よろしいでしょうか。

○事務局（小林事務局長）

わかりました。

○小川会長

ありがとうございます。それでは次に進みます。

その他事項4 「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（藤原主幹）

（次回 11月の海区漁業調整委員会について事務局案提示）

○小川会長

次回の委員会の開催は 11月 18 日（月）10 時からとします。会場は勤労者福祉会館を予約したいと思います。

本日は、これをもちまして委員会を閉会とします。

ありがとうございました。